

(報道発表資料)

2025 年 11 月 7 日

NTT 西日本株式会社

「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の設定について

NTT 西日本株式会社（代表取締役社長：北村亮太、以下「NTT 西日本」）は、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」の開始に伴い、2026 年 1 月より新たに「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を設定し、お客さまにご負担いただきます。

NTT 西日本は、本制度の下で、今後もブロードバンドのユニバーサルサービスの維持に努めてまいります。

1.ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の開始について

ブロードバンドサービスにおいて、離島や山間地などの地理的条件により、人口減少に伴う通信網の維持が今後課題となることを踏まえ、「改正電気通信事業法（令和四年法律第七十号）」に基づき、今後新たに、2026 年 1 月より各電気通信事業者が「ユニバーサルサービス支援機関（以下、支援機関）」を通じて費用を出し合う「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」が開始します。

本制度の開始に伴い、NTT 西日本では「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を新たにお客さまにご負担いただきます。なお、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の料金額・請求期間については、支援機関が定める各通信会社の負担金と同様といたします。

2.「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の設定について

(1) ブロードバンドユニバーサルサービス料の内容(予定)

① 料金額

(1 回線あたりの月額)

	料金額
ブロードバンドユニバーサルサービス料	2.2 円[税込] ^{※1}

※1 支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会にて申請中の回線単価（2 円）

(<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/press/pdf/251021.pdf>) に消費税率を乗じた金額であり、今後、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価によって変更となる場合があります。確定したブロードバンドユニバーサルサービス料については、NTT 西日本公式ホームページ(<https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/>)にてご案内いたしますので、お客さまにてご確認いただくようお願いいたします。

② 請求時期

2026 年においては①の料金額を 3 月ご利用分のみご請求することを予定しております※²。

2027 年以降の請求時期については、現時点においては未定です。別途 NTT 西日本公式ホームページにてご案内いたします。

※2 支援機関にて申請中の請求期間に合わせた期間であることから、総務省認可の内容によっては、変更となる場合があります。

③ 適用するサービス(FTTH アクセスサービス)

- ・フレッツ 光ネクスト
- ・フレッツ 光クロス
- ・フレッツ 光マイタウン ネクスト※³

※3 フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリーライトタイプは除く

(2) その他

・支援機関が定める回線単価などについては、支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ(<https://www.tca.or.jp/>)において公表予定です。

※ニュースリリースに記載している情報は、発表日時点のものです。変更になる場合がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、ご注意をお願いいたします。